

# 西南学院大学における研究不正防止計画

2018(平成 30)年 5 月 22 日

改正

競争的資金等の不正使用発生要因の把握と研究活動における不正行為防止のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、具体的な不正防止計画を、以下のとおり策定し、実施する。

## 1 学内の責任体制の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
①責任意識の希薄	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本学の管理体制を明確にし、随時各責任者に対し意識の向上を図る。</li><li>・ 管理体制を学内・学外に周知する。</li></ul>

## 2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
①事務手続きの理解不足	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学内説明会等で周知徹底を図る。</li></ul>
②コンプライアンスに対する意識が低い	<ul style="list-style-type: none"><li>・ コンプライアンス推進責任者によって、コンプライアンス研修を実施し、公的研究費に関わる全ての構成員（以下、「研究者等」という。）の受講状況及び理解度を把握する。不参加者及び理解度の低い者に対しては、確実にフォローアップする。</li></ul>
③発注段階での財源特定がなされていない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発注段階での財源特定を徹底するよう指導・注意喚起を行う。</li></ul>

## 3 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
①取引業者と研究者との異常な関係が不正な取引を生む	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不正防止の観点から、30 万円以上の物品発注は財務部施設課が行う。研究者が書籍を立替払にて購入した場合は、速やかに検収担当者の検収を受ける。</li><li>・ 本学の構成員と業者との癒着を防止するため、一定の条件を満たす業者からは誓約書の提出を求める。</li><li>・ 不正な取引に関与した業者については、その行為の内容により取引停止等の処分を行うとともに、必要に応じその結果を公表する。</li><li>・ 設備備品の納品時には事務担当者が現物確認を行い、事後確認及び業者へのモニタリングを不定期に行うことにより、不正を未然に防ぐ体制を整備する。</li></ul>
②検収確認が不十分であるため不正な取引を生む	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機械の保守・点検）に関する検収については、別に定める方法で検収を行う。</li><li>・ 換金性の高い物品については、研究者は用途が分かる書類を提出し、厳格な管理を行う。</li><li>・ 換金性の高い物品については、公的研究費で購入したことを明示するほか、所在がわかるように記録する。</li></ul>

<p>③旅費の事実確認が不十分な場合、カラ出張や水増しに発展する可能性がある。</p> <p>④アルバイト雇用者等の勤務時間が厳密に行われない場合、カラ謝金に発展する可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張の用務内容、日時、出張先、経路等について、証憑書類等確認が不明瞭な場合は、明確となる書類の提出を義務付ける。</li> <li>・出張が研究打合せや資料収集の場合は、相手方の所属・氏名を記述し、用務が具体的に確認できる資料を徴収する。</li> <li>・出張管理表に基づき、出張の状況及び証憑書類等の提出状況を管理する。</li> <li>・用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて用務内容の照会や出張の事実確認を行う。</li> <li>・雇い入れのための手続きを事前に完了する。</li> <li>・非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として教育・研究推進課が実施する。また、教育・研究推進課は、採用時等に非常勤雇用者との面談を行うとともに、確認を行う。</li> </ul>
--	--

#### 4 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
<p>①通報窓口が分かりにくい場合、不正が潜在化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、通報窓口への連絡方法及び通報者の保護ルールを明確に定め、ホームページ上での公開により、学内外への周知・徹底を図る。</li> </ul>

#### 5 予算執行全般

不正発生の要因	不正防止計画
<p>①予算執行が適切に把握されていない場合、年度末に予算執行が集中する事態が起こる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費の予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。また、予算執行が当初の計画と比べ、著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。</li> <li>・発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。</li> <li>・予算執行が年度末に集中するような場合、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに、必要な場合は改善を求める。</li> <li>・正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合は、繰越制度の積極的活用など、制度にあった使用方法を指導する。また、公的研究費を年度内に使いきれずに返還しても、その後の採択等に影響がないことを周知する。</li> </ul>

#### 6 不正を発生させる要因の把握と見直し

不正発生の要因	不正防止計画
<p>①不正防止計画を実施後、不正事案が発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査及びモニタリングの結果を活用し、不正発生の具体的な要因や背景の把握に努める。</li> <li>・問題点があれば随時ルールの見直しを検討し、変更点は全ての研究者等に周知する。</li> </ul>